

令和6年度第1回
太宰府市空家等対策協議会 次第

令和7年1月29日（水）
14：00～
太宰府市役所 3階 庁議室

1 開会

2 議事

- （1）令和5年度空家等対策の進捗報告について 【資料1】
- （2）空家特措法改正に伴う管理不全空家等について 【資料2】
- （3）特定空家等候補物件の進捗状況について 【資料3】

3 閉会

太宰府市空家等対策協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

選出区分	氏 名	役 職	所属団体等
副 市 長	はら ぐち のぶ ゆき 原 口 信 行	副市長	太宰府市
校区自治協議会 を代表する者	む とう ゆき みつ 武 藤 幸 光	坂本区自治会長	太宰府市自治協議会
市議会議員	ば ば れい こ 馬 場 礼 子	議 員	太宰府市議会
識見を有する者	さん どう まさ き 遠 藤 真 紀	教 授	学校法人麻生学園 九州情報大学 経営情報学部
識見を有する者	し が つとむ 志 賀 勉	准教授	国立大学法人 九州大学大学院 人間環境学研究院
関 係 機 関	ひら いし しん じ 平 石 眞 二	表示登記専門官	福岡法務局筑紫支局
関 係 機 関	た なか いきお 田 中 勲	生活安全課長	福岡県警筑紫野警察署
関 係 機 関	たか はら けん じ 高 原 健 二	予防課長	筑紫野太宰府消防組合消防本部
関 係 団 体	じん ない ひで あき 陣 内 秀 昭	司法書士	福岡県司法書士会
関 係 団 体	すみ くら きよし 角 倉 潔	弁護士	福岡県弁護士会
関 係 団 体	ふじ た ゆかり 藤 田 ゆかり	理 事	(公社) 福岡県建築士会
関 係 団 体	さ えき ゆき あき 佐 伯 幸 昭	会 長	(福) 太宰府市社会福祉協議会
関 係 団 体	まつ しま けん 松 嶋 謙	太宰府地区長	(公社) 福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部
関 係 団 体	きく もと りょう 菊 本 亮	太宰府支店長	(株) 福岡銀行
関 係 団 体	ま と ば ひろ あき 昶 場 宏 明	太宰府支店長	(株) 西日本シティ銀行

事 務 局	しば た よし のり 柴 田 義 則	部 長	太宰府市都市整備部
事 務 局	こ が ちん とし 古 賀 千 年 志	課 長	太宰府市都市整備部都市計画課
事 務 局	きた ごう ひろ き 北 郷 寛 樹	係 長	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係
事 務 局	さか がち あ き 坂 口 亜 樹	事務主査	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係
事 務 局	いわ たけ しゅん 岩 武 駿	主 事	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係

○太宰府市空家等対策協議会規則

平成30年 3 月 27 日

規則第11号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、空家等対策に係る次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等の措置に関する事項
- (4) その他空家等対策の執行に関し必要とする事項

(組織)

第 3 条 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、第 1 号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 校区自治協議会を代表する者
- (3) 市議会議員
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。